

**平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業に関する
公募型サウンディング再調査
【実施要領】**

1 調査の趣旨

本市では、平和大通りの利活用の推進に当たり、令和4年3月に策定した「平和大通りの利活用のための基本計画」及び令和5年3月に取りまとめた「平和大通りの利活用のための整備イメージ」に基づき、「鎮魂、憩い、にぎわい、おもてなしが調和し、都心の回遊を促す平和のシンボルロード」を平和大通りの目指す姿とし、平和大通りを人々に平和を実感してもらう空間、また、都心の回遊を促す新たなにぎわいを生み出す空間にしてい くため、魅力や価値を高める整備及び利活用の取組を進めることとしています。

具体的な整備の取組として、中区内の平和大通りの車道・歩道を除いた緑地部分を都市公園（平和大通り公園）としても位置付けて、道路と都市公園の効用を兼ねる区域とした上で、特に中央通りから鯉城通りまでの区域については、新たな魅力を創出できるよう、民間活力の導入を前提として、飲食・物販施設等の公募対象公園施設の設置と交流広場等の特定公園施設の整備を一体的に委ねる公募設置管理制度（Park-PFI）及び交流広場等の公園施設の管理・運営を委ねる指定管理者制度を活用し、設計・整備から管理・運営までを一つの民間事業者（又はグループ）に委ねることを想定しています（事業対象区域については別添資料参照。）。

本調査は、先般の公募において応募が無かったことを受け、民間事業者の皆様に対し、公募の条件などを定めた公募設置等指針（改訂版）（案）の概要等を配付した上で、事業者の皆様との個別対話（ヒアリング）等を行うことで、本事業に対する参画の意向やアイデアなどを把握し、公募条件の見直しに反映させるとともに、広く情報提供を行うことで、応募に向けて十分な準備を行っていただくことを目的とします。

2 スケジュール

日 時	内 容
令和7年1月17日(金)17時まで※1	参加申込み（様式1・2）の締切り※1
令和7年1月21日(火)	「平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業 公募設置等指針（改訂版）（案）の概要」及び参考資料の配付
令和7年1月21日(火)まで	個別対話日時の決定・連絡
個別対話当日	個別対話調書（様式3）の提出
令和7年1月27日(月) ～1月29日(水)※2	個別対話（対面）の実施※2
時期未定	調査結果の公表

※1 参加申込みは一旦締め切りますが、広く情報提供を行う観点から、必要に応じ、追加的に申込みを受け付けます（2月21日(金)まで(予定)）。

※2 必要に応じ、追加的に個別対話（文書照会を含む。）を行うことがあります。

3 調査の対象者

対象者は、本事業に参画する意向を有し、次に掲げる事項を全て満たす法人又は法人のグループとします。個人の応募はできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込み時点で、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

4 参加申込み

参加を希望される事業者は、令和7年1月17日(金)17時までに、様式1及び様式2に必要な事項を記入の上、「9 連絡先(申込先)」へEメールで提出してください。メールの件名は【広島市平和大通り対話参加申込み】としてください。

様式1及び様式2の受領後、「6 個別対話の実施」の日時について、調整の上、参加者に対し1月21日(火)までにEメールで御案内します。実施日時は、都合により希望に添えない場合もありますので、予め御了承ください。

参加申込みに当たっては、様式1のとおり、本調査により知り得た情報に対する秘密保持等誓約書を提出していただきます。

なお、個別対話への参加を辞退する場合、又はやむを得ない理由で個別対話への参加を辞退する場合は、速やかに「9 連絡先(申込先)」へEメールで連絡してください。

5 平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業公募設置等指針(改訂版)(案)の概要等の配付

調査への参加申込みを行った事業者を対象に、事業に関する資料として、「平和大通り官民連携エリアにおける公園整備等事業公募設置等指針(改訂版)(案)の概要」及び参考資料(以下「改訂指針(案)の概要等」という。)を配付します。配付はEメールにより行い、様式2に記載された担当者のEメールに1月21日(火)に送付する予定です。

なお、改訂指針(案)の概要等の内容は現時点の案であり、確定したものではありません。

6 個別対話(対面)の実施(令和7年1月27日(月)～1月29日(水))

個別対話は広島市役所又は近隣施設において対面形式で行い、対話時間は1法人(又は1法人グループ)当たり45分程度を想定しています。

改訂指針(案)の概要等の内容などを踏まえつつ、下記の事項について御意見等をお聴かせください。様式3に御意見等を御記入の上、個別対話当日に8部提出してください。

なお、実際の個別対話の内容は様式3の内容に限定するものではありません。

【本市が本調査において確認したい主な事項】

(1) 公募条件等の見直しの内容

- ・Park-PFI事業(整備費、整備内容の考え方、収益施設の設置許可に係る使用料等)
- ・指定管理業務(指定管理料、管理水準の考え方、イベントの考え方等)
- ・共通事項(事業スケジュール、前回の公募において応募に至らなかった理由等)など

(2) 本事業への参画意向その他

7 留意事項

(1) 本調査の取扱い

本調査への参加実績は、今後、事業者公募を行う際に評価の対象として優位性を持つものではありません。本調査に参加しなかった場合でも、事業者公募に参加することは可能です。

(2) 参加に要する費用

事前説明会及び個別対話への参加並びに資料作成等に要する費用は参加事業者の負担とします。

(3) 追加対話への協力依頼

必要に応じて、追加で個別対話（文書照会を含む。）を行うことがあります。その際は御協力をお願いします。

(4) 事前説明会及び個別対話の参加者

事前説明会及び個別対話の参加者は、1 法人（又は 1 法人グループ）につき原則 4 名以内としてください（4 名以上の参加を希望される場合は、事前に御相談ください。）。

個別対話は、本市及び本事業の事業者公募・選定支援業務を受託するパシフィックコンサルティング株式会社の職員数名程度により行います。ただし、日程の都合上、応募者数などに応じてどちらかの職員のみで実施する場合があります。

(5) 調査結果の公表

調査終了後、調査結果の概要の公表を予定しています（時期未定）。

参加事業者の提案及びノウハウを保護するため、参加事業者の名称やノウハウ等に関係する内容の意見は公表しませんが、ノウハウ等に関係しない一般的な内容であると本市が判断した主な意見や参加事業者の業種名等については、匿名化した上で公表する場合があります。

8 今後のスケジュール

調査の結果などを踏まえ令和 7 年度中に事業者公募を行い、その後、令和 9 年度中の供用開始を目指すことを検討しています。詳細は、上記 5 で配付する改訂指針（案）の概要等を御確認ください。

9 連絡先（申込先）

広島市経済観光局 観光政策部観光企画担当

担当者：志田原、小山

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

T E L：082-504-2243

F A X：082-504-2253

Eメール：kanko-kika@city.hiroshima.lg.jp